

施設機械設備等価格積算要領読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省　土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
施設機械設備等価格積算要領の制定について（農政部事業調整課） 〔平成12年9月22日設計第977号 農政部長から各支庁長あて〕 一部改正　令和8年（2026年）7月8日事調第604号 図書表紙 図書名称：北海道農政部農村振興局事業調整課　施設機械関係積算資料 制定通知文 本通知文「施設機械設備等価格積算要領」の制定について（平成12年9月22日付け設計第977号）を適用。 施設機械設備等価格積算要領 第1　趣旨 土地改良事業等の工事を請負施工に付する場合における工事（以下「請負工事」という。）のうち施設機械設備工事の価格積算については、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月22日付け開総第195号農地開発部長から各支庁長あて)」(以下「要綱」という。)及び「土地改良事業等請負工事の価格積算要領(同)」(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この「施設機械設備等価格積算要領」（以下「施設機械要領」という。）に定めるところによる。　なお、「要綱」、「要領」及び「施設機械要領」以外で施設機械関係の積算にかかる資料は下記のとおりである。 1. 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準（昭和52年2月22日付け開総第195号農地開発部長から各支庁長あて） 2. 土地改良事業等機械経費積算要領（昭和57年4月1日付け開総第189号農地開発部長から各支庁長あて、以下「機械経費積算要領」という。） 3. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準（平成14年3月19日付け設計第1529号農政部長から各支庁長あて、以下「仮設材経費算定基準」という。） 4. 土地改良事業等適用標準歩掛（平成17年9月29日付け事調第592号農政部長から各支庁長あて、以下「標準歩掛」という。） 5. 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成17年9月29日付け事調第589号農政部長から各支庁長あて、以下「標準歩掛の運用」という。） 6. 農政部制定土地改良事業等単価表（以下「農政部単価表」という。） ただし、これらに定めのない場合には、適宜積算するものとする。 第2　適用範囲 この要領は、施設機械設備（用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、水管橋、ダム管理設備及び鋼製付属設備をいう。）の製作据付工事及び【削　除】電気通信設備製作据付工事に適用する。 第3　施設機械設備工事 1　請負工事費の構成　【　略　】 2　請負工事費の費目　【　略　】 3　請負工事費の積算 3－1　製作工事原価　【　略　】 （1）直接製作費 ア　材料費 （ア）直接材料費　【　略　】 （イ）補助材料費　a　【　略　】 　　　　　　　　　b　補助材料費率は、「施設機械設備等標準歩掛」で定めた率による。 　　　　　　　　　（補助材料の内訳）【　略　】 イ　機器単体費【　略　】 ウ　労務費 （ア）【　略　】 （イ）　工数は、「施設機械設備等標準歩掛」で定めた値によるものとする。	土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について 〔平成12年3月24日12構改D第238号 構造改善局長から各地方農政局長あて〕 一部改正　令和8年3月27日7農振第3131号 図書表紙 図書名称：農林水産省　土地改良工事積算基準（施設機械） 制定通知文 「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日12構改D第238号構造改善局長から各地方農政局長あて最終改正令和7年3月26日6農振第2802号）」 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械） 第1　趣旨 土地改良事業等の工事を請負施工に付する場合における工事（以下「請負工事」という。）の価格積算については、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。 第2　適用範囲 この基準は、施設機械設備（用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、水管橋、ダム管理設備及び鋼製付属設備をいう。）の製作据付工事及び鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事に適用する。 第3　施設機械設備工事 1　請負工事費の構成　【　略　】 2　請負工事費の費目　【　略　】 3　請負工事費の積算 3－1　製作工事原価　【　略　】 （1）直接製作費 ア　材料費 （ア）直接材料費　【　略　】 （イ）補助材料費　a　【　略　】 　　　　　　　　　b　補助材料費率は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)」で定めた率による。 　　　　　　　　　（補助材料の内訳）【　略　】 イ　機器単体費【　略　】 ウ　労務費 （ア）【　略　】 （イ）　工数は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)」で定めた値によるものとする。	※読替対照表 の変更箇所 は朱書で記 載 一部改正通知 の文書変更

施設機械設備等価格積算要領読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
（ウ） 施設機械設備製作工の１日当りの標準賃金は、<u>実情に即した単価を採用するものとする</u>。 エ～オ直接経費【 略 】 （２）間接製作費 【 略 】 ３－２ 据付工事原価 （１）直接工事費 【 略 】 ア 輸送費 （ア） 輸送費は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」により算出する。 （イ） 【 略 】 （ウ） 【 略 】 イ 材料費 （ア） 直接材料費 a 【 略 】 b 直接材料費率は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」で定めた率による。 c 【 略 】 （イ） 補助材料費 a 【 略 】 b 補助材料費率は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」で定めた率による。 （補助材料の内訳）【 略 】 ウ 労務費 （ア） 【 略 】 （イ） 工数は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」で定めた値によるものとする。 （ウ） 施設機械設備据付工の１日当りの標準賃金は、<u>実情に即した単価を採用するものとする</u>。 （エ） 施設機械設備据付工以外の労務費は、「<u>農政部単価表</u>」によるほか、<u>実情に即した単価を採用するものとする</u>。 （オ） 各賃金は次の補正を行うことができる。 基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 <u>積雪寒冷地における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。補正率は「標準歩掛」で定めている率を準用する。</u> エ 塗装費 【 略 】 オ 直接経費 イ 個々の費目別に必要額を適正に積み上げるものとする。なお、機械経費は「<u>機械経費積算要領</u>」及び「<u>標準歩掛</u>」「<u>標準歩掛の運用</u>」等によるもののほか、適正と認められる実績又は、資料により算定するものとする。 ロ 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は「農政部単価表 26 建設機械等損料」によることを標準とする。 カ 仮設費 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。 （ア） 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用。 （イ） その他、現場条件等により積上げを要する費用。 （２）間接工事費 ア 共通仮設費 （ア）～（オ） 【 略 】 （カ） 【 略 】 a 運搬費 【 略 】 b 準備費 a) 【 略 】 b) 【 略 】 c) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 ① 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。	（ウ） 施設機械設備製作工の１日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定めるものとする</u>。 エ～オ直接経費【 略 】 （２）間接製作費 【 略 】 ３－２ 据付工事原価 （１）直接工事費 【 略 】 ア 輸送費 （ア） 輸送費は、「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u>」により算出する。 （イ） 【 略 】 （ウ） 【 略 】 イ 材料費 （ア） 直接材料費 a 【 略 】 b 直接材料費率は、「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u>」で定めた率による。 c 【 略 】 （イ） 補助材料費 a 【 略 】 b 補助材料費率は、「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u>」で定めた率による。 （補助材料の内訳）【 略 】 ウ 労務費 （ア） 【 略 】 （イ） 工数は、「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u>」で定めた値によるものとする。 （ウ） 施設機械設備据付工の１日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定めるものとする</u>。 （エ） 施設機械設備据付工以外の労務費は、「<u>公共工事設計労務単価</u>」によるほか、<u>農村振興局長が別に定めるものとする</u>。 （オ） 各賃金は次の補正を行うことができる。 基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 エ 塗装費 【 略 】 オ 直接経費 個々の費目別に必要額を適正に積み上げるものとする。なお、機械経費は「<u>土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準</u>」及び「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛</u>」等によるもののほか、適正と認められる実績又は、資料により算定するものとする。 カ 仮設費 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。 （ア） 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用。 （イ） その他、現場条件等により積上げを要する費用。 （２）間接工事費 ア 共通仮設費 （ア）～（オ） 【 略 】 （カ） 【 略 】 a 運搬費 【 略 】 b 準備費 a) 【 略 】 b) 【 略 】 c) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 ① 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特別仕様書に明示し積上げ積算するものとする。	

施設機械設備等価格積算要領読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
c 事業損失防止施設費 【 略 】 d 安全費 a) 【 略 】 b) 積上げ積算による安全費は、次のとおりとし、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は、<u>特記</u>仕様書に明示するものとする。 ①～⑨ 【 略 】 e 役務費 【 略 】 f 技術管理費 a) 【 略 】 b) 積上げ積算による技術管理費は、次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は<u>特記</u>仕様書に明示するものとする。 ①～⑤ 【 略 】 g 営繕費 a) 【 略 】 b) 積上げ積算による営繕費は、次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は<u>特記</u>仕様書に明示するものとする。 ①～④ 【 略 】 (キ)～(ク) 【 略 】 イ 現場管理費 【 略 】 ウ 据付間接費 【 略 】 3－3 設計技術費 ～ 3－11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表 【 略 】 【 削除 】 【 削除 】 <u>第4 電気通信設備工事</u> 1 請負工事費の構成 【 略 】 2 請負工事費の費目 2－1 製作工事価格 【 略 】 2－2 据付工事価格 【 略 】 (1) 直接工事費 【 略 】 (2) 間接工事費 【 略 】 ア 共通仮設 共通仮設費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長から各支庁長あて最終改正令和 2 年（2020 年）9 月 24 日事調第 826 号）」</u>及び<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要領(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長から各支庁長あて最終改正令和 8 年（2026 年）5 月 19 日事調第 389 号）」</u>等（以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同要領等」という。）による。 イ 現場管理費 現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同<u>要領等</u>」による。 ウ 機器間接費 【 略 】 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同<u>要領等</u>」による。 2－3 消費税等相当額 【 略 】 3 請負工事費の積算 3－1 製作工事価格 【 略 】 3－2 据付工事価格 【 略 】 (1) 直接工事費 ア 輸送費 【 略 】 イ 材料費 【 略 】	c 事業損失防止施設費 【 略 】 d 安全費 a) 【 略 】 b) 積上げ積算による安全費は、次のとおりとし、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は、<u>特別</u>仕様書に明示するものとする。 ①～⑨ 【 略 】 e 役務費 【 略 】 f 技術管理費 a) 【 略 】 b) 積上げ積算による技術管理費は、次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は<u>特別</u>仕様書に明示するものとする。 ①～⑤ 【 略 】 g 営繕費 a) 【 略 】 b) 積上げ積算による営繕費は、次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は<u>特別</u>仕様書に明示するものとする。 ①～④ 【 略 】 (キ)～(ク) 【 略 】 イ 現場管理費 【 略 】 ウ 据付間接費 【 略 】 3－3 設計技術費 ～ 3－11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表 【 略 】 <u>第4 鋼橋製作架設工事</u> 【 略 】 <u>第5 電気通信設備工事</u> 1 請負工事費の構成 【 略 】 2 請負工事費の費目 2－1 製作工事価格 【 略 】 2－2 据付工事価格 【 略 】 (1) 直接工事費 【 略 】 (2) 間接工事費 【 略 】 ア 共通仮設費 共通仮設費は、<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号構造改善局長通知）</u>（以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。）による。 イ 現場管理費 現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同<u>積算基準</u>」による。 ウ 機器間接費 【 略 】 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同<u>積算基準</u>」による。 2－3 消費税等相当額 【 略 】 3 請負工事費の積算 3－1 製作工事価格 【 略 】 3－2 据付工事価格 【 略 】 (1) 直接工事費 ア 輸送費 【 略 】 イ 材料費 【 略 】	

施設機械設備等価格積算要領読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）				農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）				備考																																																								
ウ 労務費 （ア） 【 略 】 （イ） 工数は、「施設機械設備等標準歩掛」で定めた値によるものとする。 （ウ） 電気通信技術者・電気通信技術員の１日当りの標準賃金は、<u>実情に即した単価を採用するものとする</u>。 （エ） 電気通信技術者・電気通信技術員以外の労務費は、「<u>農政部単価表</u>」によるほか<u>実情に即した単価を採用するものとする</u>。 （オ） 【 略 】 エ 直接経費 個々の費目別に必要額を適正に積み上げるものとする。なお、機械経費は「<u>機械経費積算要領</u>」及び「<u>標準歩掛</u>」「<u>標準歩掛の運用</u>」等によるもののほか適性と認められる実績又は、資料により算定するものとする。 オ 仮設費 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。 （ア） 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用。 （イ） その他、現場条件等により積上げを要する費用。 （２）間接工事費 ア 共通仮設費 共通仮設費は、「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同要領等</u>」の「<u>その他土木工事(1)</u>」を適用する。 なお、対象額については、「３－５ 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。 <u>イ 現場管理費</u> 現場管理費は、「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同要領等</u>」の「<u>その他土木工事(1)</u>」を適用する。 なお、対象額については、「３－５ 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。 ウ 機器間接費 【 略 】 （３）一般管理費等 一般管理費等は、「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同要領等</u>」による。 なお、対象額については、「３－５ 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。 【 略 】 ３－３ 消費税等相当額 【 略 】 ３－４ 機器、材料等の価格等の取り扱い 【 略 】 ３－５ 間接工事費の費目別対象表 <table><tr><th>間接工事費等</th><th>共通仮設費</th><th>現場管理費</th><th>一般管理費等</th></tr><tr><th>対象額 費 目</th><th>直接工事費＋事業損失 防止施設費＋支給品費 ＋<u>貸与額</u></th><th>純工事費（直接工事費 ＋共通仮設費）＋支給 品費＋<u>貸与額</u></th><th>純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費</th></tr><tr><td>機 器 単 体 費</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>機器単体費（支給品等）</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>技 術 者 間 接 費</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>機 器 管 理 費</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ○：対象とする ×：対象としない —：該当しない				間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額 費 目	直接工事費＋事業損失 防止施設費＋支給品費 ＋ <u>貸与額</u>	純工事費（直接工事費 ＋共通仮設費）＋支給 品費＋ <u>貸与額</u>	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費	機 器 単 体 費	—	—	—	機器単体費（支給品等）	×	×	×	技 術 者 間 接 費	—	—	○	機 器 管 理 費	—	—	○	—	—	—	—	ウ 労務費 （ア） 【 略 】 （イ） 工数は、「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u>」で定めた値によるものとする。 （ウ） 電気通信技術者・電気通信技術員の１日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定めるものとする</u>。 （エ） 電気通信技術者・電気通信技術員以外の労務費は、「<u>公共工事設計労務単価</u>」によるほか<u>農村振興局長が別に定めるものとする</u>。 （オ） 【 略 】 エ 直接経費 個々の費目別に必要額を適正に積み上げるものとする。なお、機械経費は「<u>土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準</u>」及び「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛</u>」等によるもののほか適性と認められる実績又は、資料により算定するものとする。 オ 仮設費 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。 （ア） 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用。 （イ） その他、現場条件等により積上げを要する費用。 （２）間接工事費 ア 共通仮設費 共通仮設費は、<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農村振興局長通知）</u>（以下「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準</u>」という。）の「<u>その他土木工事(1)</u>」を適用する。 なお、対象額については、「３－５ 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。 <u>イ 現場管理費</u> 現場管理費は、「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準</u>」の「<u>その他土木工事(1)</u>」を適用する。 なお、対象額については、「３－５ 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。 ウ 機器間接費 【 略 】 （３）一般管理費等 一般管理費等は、「<u>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準</u>」による。 なお、対象額については、「３－５ 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。 【 略 】 ３－３ 消費税等相当額 【 略 】 ３－４ 機器、材料等の価格等の取り扱い 【 略 】 ３－５ 間接工事費の費目別対象表 <table><tr><th>間接工事費等</th><th>共通仮設費</th><th>現場管理費</th><th>一般管理費等</th></tr><tr><th>対象額 費 目</th><th>直接工事費＋事業損失 防止施設費＋支給品費 ＋<u>官貸額</u></th><th>純工事費（直接工事費 ＋共通仮設費）＋支給 品費＋<u>官貸額</u></th><th>純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費</th></tr><tr><td>機 器 単 体 費</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>機器単体費（支給品等）</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>技 術 者 間 接 費</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>機 器 管 理 費</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ○：対象とする ×：対象としない —：該当しない				間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額 費 目	直接工事費＋事業損失 防止施設費＋支給品費 ＋ <u>官貸額</u>	純工事費（直接工事費 ＋共通仮設費）＋支給 品費＋ <u>官貸額</u>	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費	機 器 単 体 費	—	—	—	機器単体費（支給品等）	×	×	×	技 術 者 間 接 費	—	—	○	機 器 管 理 費	—	—	○	—	—	—	—	
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																													
対象額 費 目	直接工事費＋事業損失 防止施設費＋支給品費 ＋ <u>貸与額</u>	純工事費（直接工事費 ＋共通仮設費）＋支給 品費＋ <u>貸与額</u>	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費																																																													
機 器 単 体 費	—	—	—																																																													
機器単体費（支給品等）	×	×	×																																																													
技 術 者 間 接 費	—	—	○																																																													
機 器 管 理 費	—	—	○																																																													
—	—	—	—																																																													
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																													
対象額 費 目	直接工事費＋事業損失 防止施設費＋支給品費 ＋ <u>官貸額</u>	純工事費（直接工事費 ＋共通仮設費）＋支給 品費＋ <u>官貸額</u>	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費																																																													
機 器 単 体 費	—	—	—																																																													
機器単体費（支給品等）	×	×	×																																																													
技 術 者 間 接 費	—	—	○																																																													
機 器 管 理 費	—	—	○																																																													
—	—	—	—																																																													